

新型コロナウイルス感染症陽性患者の 自宅療養・宿泊療養に関する レセプト請求について

令和3年8月

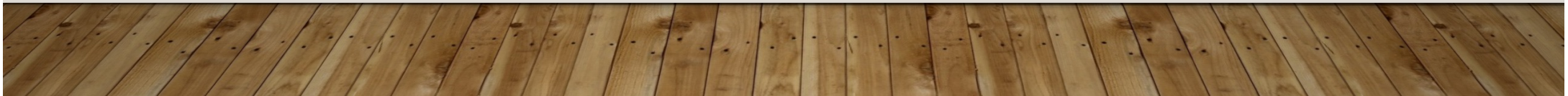
有限会社メディカルサポートシステムズ

認定医業経営コンサルタント

代表取締役社長 細谷 邦夫

はじめに

- 新規感染者の急拡大により自宅・宿泊療養を行っている患者さんが増えると同時にクリニックでも自宅・宿泊療養患者の往診等を実施する機会が増えていると思います。
- 本稿では基本的な考え方を取りまとめましたのでご参考になれば幸いです。
- 今回のトピック
 - 1、公費負担医療について
 - 2、レセプト記載事項について
 - 3、包括点数(まるめ点数)を算定する場合について
 - 4、算定の可能性がある診療報酬について
 - 5、レセプト記載事例



新型コロナウイルス感染症の 公費負担医療について

新型コロナウイルス感染症の公費負担医療について

- 法別番号28で始まる公費を使用

- 以下の2種類の番号がある

①自宅療養・宿泊療養に対しての診療を請求する番号

- 自宅もしくは宿泊施設での新型コロナウイルスに関連する診療が公費対象

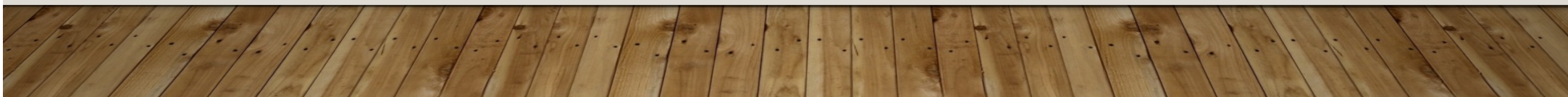
②新型コロナウイルスの検査を請求するための番号

- 検査実施料と判断料のみが公費対象で、初再診料や検体採取料は通常の保険を使用して請求

- 何らかの理由で主保険がない場合は28単独で支払基金（社保）に請求

- 電子カルテ／レセコンの入力については代理店に確認を

- 難病（法別54）の公費と同様に、公費対象分と公費対象外分を分点する必要がある
- 上記の①と②を併用する場合もある（第一公費に検査料の公費番号、第二公費に新型コロナウイルスの自宅療養等に関連する診療の公費番号を入力する）

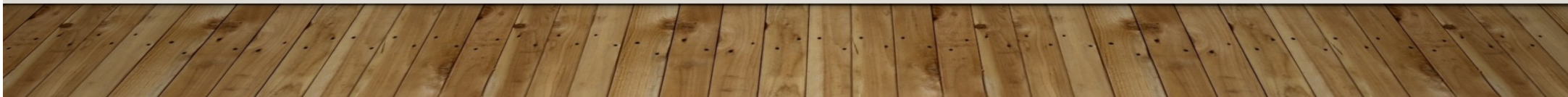


①自宅療養・宿泊療養に対しての診療を請求する番号

- 都道府県ごとに番号が設定される（下記以外は厚生労働省の通知参照）

都道府県	負担者番号	受給者番号	都道府県	負担者番号	受給者番号
東京都	2 8 1 3 6 8 0 2	9 9 9 9 9 9 6 (全患者共通)	埼玉県	2 8 1 1 0 6 0 9	9 9 9 9 9 9 6 (全患者共通)
神奈川県	2 8 1 4 0 6 0 6		千葉県	2 8 1 2 0 6 0 8	

- 自宅療養をする患者に対する診療等について、医療機関と自治体等との契約の要否については各都道府県等により異なる場合がありますので、ご確認ください。
- 原則として保健所が自宅療養等をするべきと判断した場合が対象となりますので、保健所に対して確認が必要とされておりますが、感染拡大地域では対応が異なる可能性があります。
- 原則として、検査で陽性となったその場で公費適用されるものではありません。



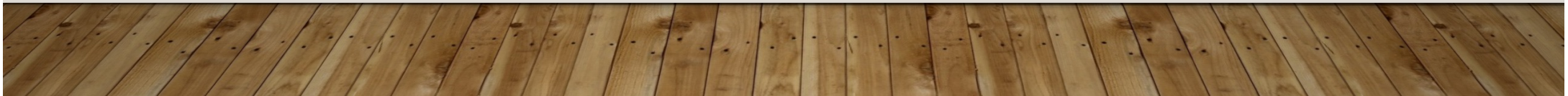
②新型コロナウイルスの検査を請求するための番号

- 市区町村ごとに番号が設定される（下記以外は厚生労働省の通知参照）

自治体	負担者番号	受給者番号	自治体	負担者番号	受給者番号
千代田区	28130193	9999996 (全患者共通)	品川区	28130995	9999996 (全患者共通)
中央区	28130292		目黒区	28131092	
港区	28130391		大田区	28131191	
新宿区	28130490		世田谷区	28131290	
文京区	28130599		渋谷区	28131399	
台東区	28130698		中野区	28131498	
墨田区	28130797		杉並区	28131597	
江東区	28130896		豊島区	28131696	
横浜市	28141505		川崎市	28142503	
さいたま市	28111508		川越市	28112506	
千葉市	28121507		船橋市	28122505	

②新型コロナウイルスの検査を請求するための番号

- 前ページの番号は医療機関の所在地で判断します。患者住所ではありません。
- **PCR**検査等を自院で実施する場合には、集合契約を結んだうえで、要件を満たす保険医療機関であれば通常の公費請求をすることが可能です。
- 集合契約の締結方法につきましては、自治体や医師会により差異がありますので、必ずご確認ください。
- 公費の適用基準は陰性／陽性は関係ありません。レセプト上は疑い病名でも請求可能です。



レセプト記載事項について
包括点数（まるめ）を算定する場合について

レセプト記載と包括点数

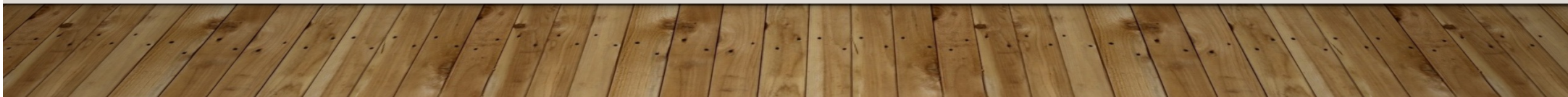
- レセプト記載事項について
 - 検査を実施した施設名（検査会社）、本検査を必要と判断した医学的根拠 等
 - 検査を実施した施設名を記載するのは、「保険医療機関以外に委託の場合」＝外注です
- 包括点数(まるめ点数)を算定する場合について
 - 下記の診療報酬は包括点数ですが、新型コロナウイルスの検査を実施した場合には検査実施料及び判断料を出来高で公費請求可能です。ただし、提出方法が少々特殊ですので、入力方法等についてはレセコン／電子カルテ代理店にご確認ください。

小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料、在宅がん医療総合診療料

請求の可能性のある診療報酬について

請求点数例

- 自宅療養をする患者さんに対して算定できる可能性がある主な診療報酬について
列挙致します。
- 個々の診療行為が公費に該当するかは、新型コロナウイルス感染症の診療である
かどうか判断のポイントとなります。
- 基本的な診療報酬の項目例
 - 対面診療（初・再診料）、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療料／特例初診
料＊／電話等再診料）、訪問による診療（在宅患者訪問診療料／往診料） 等
※特例初診料とは「初診料（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）」
- 新型コロナウイルス感染症特例による項目例
 - 院内トリアージ実施料、医科外来等感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算、救
急医療管理加算、二類感染症患者入院診療加算 等



新型コロナウイルス感染症特例点数の算定要件の概要

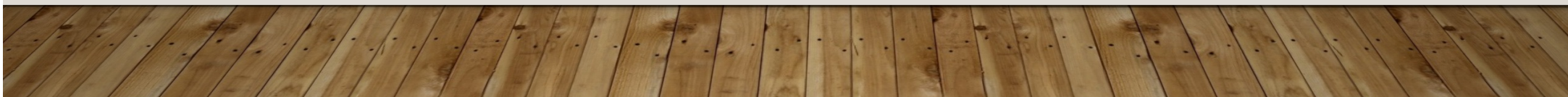
□あくまでも算定要件の概要ですので、詳細は別途通知をご参照ください

□医科外来等感染症対策実施加算

- 令和3年9月末まで算定可能な特例点数（延長の可能性もあります）
- 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に沿った基本的な感染対策を実施していること
- マスターコードが付与されているので電子カルテ／レセコン代理店に確認を

□乳幼児感染予防策加算

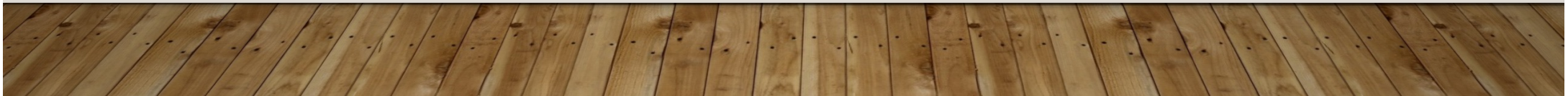
- 令和3年9月末まで算定可能な特例点数（延長の可能性もあります）
- 「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針について」に沿った基本的な感染対策を実施していること
- マスターコードが付与されているので電子カルテ／レセコン代理店に確認を



新型コロナウイルス感染症特例点数の算定要件の概要

□院内トリージ実施料

- 特例措置であり地方厚生局への届出は不要
- 新型コロナウイルス感染症（**COVID-19**）を疑った患者に対して、「新型コロナウイルス感染症（**COVID-19**）診療の手引き」に沿った基本的な感染対策を実施していること
- マスターコードが付与されていますので電子カルテ／レセコン代理店に確認を



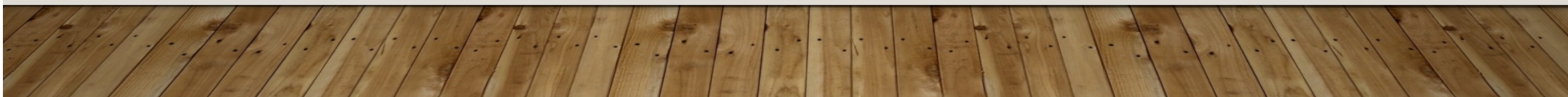
新型コロナウイルス感染症特例点数の算定要件の概要

□救急医療管理加算（令和3年7月30日以降に算定可能）

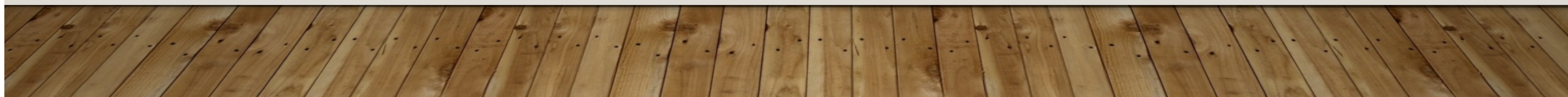
- 本来は入院で算定する項目だが、特例措置のため入院外での算定が可能
- 往診料、訪問診療料に加算
- 1日につき、主たる医療機関にて算定
- マスターコードが付与されていますので電子カルテ／レセコン代理店に確認を

□二類感染症患者入院診療加算（令和3年8月16日以降に算定可能）

- 「入院」と入っていますが、特例措置のため入院外での算定が可能
- 情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合
- 特例初診料の214点、電話等再診料73点に加算
- 1日につき、主たる医療機関にて算定
- マスターコードが付与されていますので電子カルテ／レセコン代理店に確認を

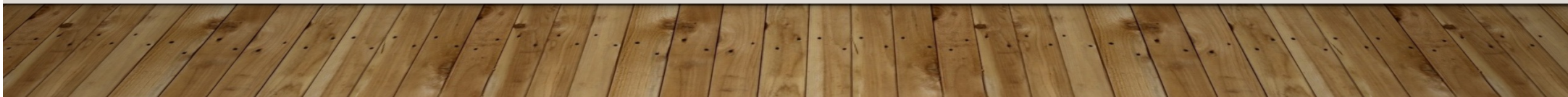


レセプト記載事例



レセプト記載事例

- 新型コロナウイルス感染症患者のレセプト請求事例です。必要な項目を分かりやすくするために以下のように簡略化しております。加算等については各医療機関で算定すべき項目にご留意ください。
 - それぞれの診療報酬の算定要件は満たしているものとします
 - 加算等（時間外加算や一般名処方加算など）は省いて表記しております
 - 投薬内容は**COVID-19**にかかるものとします
 - 検査結果を受けて発生届を提出し、保健所から自宅療養の指示があったものとします
 - 公費負担者番号については自治体ごとに異なりますので、自院で使用する負担者番号をご確認ください（事例では世田谷区の番号を用いています）



診療報酬明細書
(医科入院外)

(医科入院外)

都道府県番号

1	①社・国 医科	3老人	②単独 ③併 ④2併 ⑤3併	⑥本外 4三外 6家外	8高外9 0高外8
0	6	1	3	*	7()
		徴収額（千円）		支払額（千円）	
徴収額（千円）		徴収額者手帳 等の記号・番号			

[illegible]

保険医療機関の所在地及び名称

想定事例1

氏名	1男 1女	2女	1男	2大	3男	4平
職務上の事由						
職務上 2下船後3月以内 3通勤災害						
生						
特記事項						

傷病名	(1) COVID-19 (2) 熱発		診療開始日		診察中止 (1) 3月8日 (1) 3月8日	転院 公費負担割合	診療 公費負担割合	日
	⑪ 初診	時間外・休日・深夜	1回	464点				
	再診	×	1回	323点				
	外来管理加算	×	回					
	時間外	×	回					
	休日	×	回					
	深夜	×	回					
	指導	×	回					
	⑬ 指導等							
	往診	回						
	夜間緊急対応	回						
	在宅患者訪問診療	回						
	その他	回						
	薬剤							
	21内服薬調剤	×	単位					
	22経服薬調剤		単位					
	23外用薬調剤	×	回					
	25処方		回					
	26麻酔	×	回					
	27開基		回					
	31皮下筋肉内注射		回					
	32静脈内注射		回					
	33その他		回					
	40 処置		回					
	70 薬理		回					
	80 検査		回					
	70 画像診断		回					
	80 処方せん		2回	136点				
	その他							
	療養の給付							
	療養の給付							

※各項目の算定要件は満たしているものとします

* 二類感染症患者入院診療加算
(電話等初診料・診療報酬上臨時取扱) 250 × 1

* 電話等再診料 1回
二類感染症患者入院診療加算
(電話等再診料・診療報酬上臨時取扱) 250 × 1

※電話等による診療の場合は、医科外来等感染症対策実施加算(5点)、院内リニアージ実施料(300点)の算定はできません。

* 処方箋料(その他) 68 × 2

※投葉はCOVID-19にかかるとしてします

【想定事例1：COVID-19陽性で自宅療養中の患者の求めた電話による診療を行なった場合】

- 初診のCOVID-19陽性患者からの求めに応じ電話で診療及び院外処方を行った。
- 後日、電話による再診を実施し薬剤を処方した。

一部負担金 円

減額割(円)免除・支払猶予 円

0 円

円

※公費負担割合

※公費負担割合

※公費負担割合

診療報酬明細書

(医科入院外)

都道府県番号

1983年8月

[illegible]

1	①	社・国	3 老人	1 单独	② 本外	8 高外9
医			2 併	2 併	4 外	
科		2 公費	4 退職	③ 3併	6 家外	0 高外8
0	6	1	3	*	*	10 9 8
						7 ()

振込除存証・振込除存者手帳
毎の記号・番号

氏名	1男 (2女) 1男 2大 3障 4平	生
		職務上の事由 職務上 2下船後3月以内 3通勤災害
特記事項		
		保険医療機関の所在地及び名称

想定事例2

[illegible]

04. 04改訂

診療報酬明細書
(医科入院外)

都道府県番号

8月3日

1	1・社・国	3老人	①单独	②本外	8高外9
医		2	2併	4三外	
科		4退職	33併	6家外	0高外8
		②公費			
				付	1098
				割	7()
				金	

振替除添者：塩・除添者手帳
 海の店号・番号

[illegible]

氏名	1男 (2女) 1男 2大 3男 4平	職務上の事由	職務上 2下船後3月以内 3通勤災害	生
特記事項				

[illegible]

想定事例4

[illegible]

04. 04改訂

主な参照通知

- 新型コロナウイルス感染症の診療報酬に関連する通知は下記以外にも数多くありますので、個々の通知の確認をお願い致します。
 - 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について（各市区町村番号）
 - https://www.ssk.or.jp/oshirase/covid-19.files/k_sonota_r020513_1.pdf
 - 令和2年4月1日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診（往診、訪問診療等による受診を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療
 - https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shido_kansa/000147221.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）
 - <https://www.mhlw.go.jp/content/000814846.pdf>
 - 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）
 - <https://www.mhlw.go.jp/content/000819374.pdf>
 - 関連通知一覧（弊社作成）
 - <http://medsus.sub.jp/2021kaitei/202108COVID-19tsuchi.xlsx>

